

## 災害時の情報発信に関する応援協定書

浦添市と蒲郡市は、大規模災害等が発生した場合における災害時の情報発信に関して次のとおり応援協定書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・台風等により浦添市、蒲郡市において大規模な災害が発生し、ウェブサイトのアクセスの急増、サーバ・通信機器・通信回線の損壊等により閲覧ができない状態に備え、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報等を、相互にウェブサイト上で代行発信するシステムを構築し、応援協力体制を明らかにすることを目的とする。

(応援協力要請)

第2条 この協定に基づく応援協力要請は、大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において要請側の長が応援側の長に対して行う。

2 前項に規定する応援協力要請は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 大規模災害等の概要(種別、発生日時、場所等)及び情報通信機器の状況
- (2) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報等
- (3) その他必要な事項

(実施)

第3条 応援協力要請は、要請側の災害対策本部広報担当が、応援側のウェブサイト掲載担当者に、通信可能手段により伝達する。

2 応援側は、速やかに要請を受けた情報をウェブサイトに掲載する。

(応援協力要請解除)

第4条 情報機器等の復旧により代行発信業務を完了する場合は、要請側の長が応援側の長に対して応援協力要請解除の連絡を行う。

(報告)

第5条 代行発信業務の完了報告については、代行発信ウェブサイト内容を相互で確認し、完了報告書とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議の上決定する。

(協定書の保管)

第7条 この協定締結の証として協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成23年8月1日

浦添市安波茶一丁目1番1号

浦添市

浦添市長 儀間 光男



蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市

蒲郡市長 金原 久雄

